

## 八日市地区コミュニティ会議規約

### (目的)

第1条 身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりに資するべく、コミュニティ会議を設置する。

### (名称)

第2条 名称は、八日市地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所を八日市振興センター内（大興寺8-157-4）に置く。

### (事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育及び子育てに関する事業
- (2) 地域福祉及びボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境及び自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくり及び地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) 公の施設の指定管理業務に関する事
- (9) その他目的達成のための事業

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監 事 2名
- (6) 参 与 若干名

2 本会に必要な応じて顧問を置くことができる。

3 顧問は、会長が委嘱する。

### (役員を選出)

第6条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会で選出する。
- (2) 参与は、会長が任命し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。
- (5) 顧問及び参与は、本会に対し指導助言を行う。

2 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、補充することができるが、その仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集するものとする。

3 本会の構成員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第9条 総会は、各行政区から選出された代議員をもって構成するものとする。

2 代議員は、各行政区の班長をもって充て、その仕事は1年とする。

3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。

4 総会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 総会には次の案件を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、役員及び区長で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業全般についての協議
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第 11 条 本会に次の専門部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 教育振興部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 福祉部会

2 各専門部会の部員は、地区内の各種組織、団体などからの推薦に基づき会長が委嘱する。

3 各専門部会に、部会長、副部会長及び書記を置く。

4 各専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 各専門部会は、毎年度実施する事業を企画、調整し、実行する。

(会計)

第 12 条 本会の経費は、市交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

3 新たな会計年度が始まっても当該年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第9条の規定にかかわらず、次の事務について、役員会に諮り、執行できるものとする。

- (1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請
- (2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出
- (3) 議決されるまでの間の必要なその他の事務

4 第3項に該当することを行った場合は、次回の役員会に報告するものとする。

(情報公開)

第 13 条 本会の会議は、全て公開を原則とする。

2 地区住民は、本会の議事録又は活動記録を随時閲覧することができる。

3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。